

令和7年度静岡県地震防災センター庁舎清掃業務委託仕様書（案）

静岡県（以下「甲」という。）を委託者として、（以下「乙」という。）を受託者として令和7年 月 日付けで締結した令和7年度静岡県地震防災センター庁舎清掃業務委託契約については、契約書に定めるもののほか、この仕様書に定めるところによる。

第1 総則

1 目的

この業務は、適切な清掃を行うことにより、施設全体を常に清潔で快適な状態に保つとともに適切な施設管理を行うことを目的とする。

2 委託場所

静岡県地震防災センター（静岡市葵区駒形通5丁目9番1号）

3 用語の定義

この仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「甲」とは委託者をいい「乙」とは受託者をいう。
- (2) 「品質管理責任者」とは乙に所属する職員で、乙が指定した者をいう。

4 指示事項

この仕様書は清掃業務の大要を示すものであり、この仕様書に定めのない事項又は疑義のある事項であっても甲が施設管理及び業務運営上必要と認めた作業は、甲乙協議し実施するものとする。ただし、乙の負荷過重にならない範囲の事項については、乙は甲の指示に従いこれを処理するものとする。

- (1) 乙は乙の代理人として品質管理責任者を指定し、従事者の監督にあたるとともに甲と緊密な連絡をとらなければならない。
- (2) 乙及び従事者は、職務上知り得た秘密を洩らしてはならない。その職務を退いた後もまた同様とする。
- (3) 乙は、甲が指定する様式によって所定の報告を甲にしなければならない。

5 業務日等

日常業務の業務日及び業務時間等については、次のとおりとする。

- ・火曜日から土曜日まで毎日3時間（日曜日、月曜日、年末年始を除く。）

地震防災センターが臨時休館となる場合及び定期清掃の日程については、甲乙協議の上調整する。

6 従事者の服務指導

- (1) 乙は従事者に乙が定めた制服を着用させなければならない。
- (2) 乙は従事者を担当業務に精通させるとともに、常に規律を守り、品位を保ち、

適切に業務を遂行するよう指導監督しなければならない。

- (3) 乙は従事者に、作業にあたり甲の業務に支障のないように十分注意させるとともに、来館者、周辺住民、職員及び従事者自身の安全管理を厳重に行わなければならぬ。
- (4) 乙は従事者が施設、備品及びその他の破損箇所を発見したときは直ちに甲に報告し指示を受けなければならない。
- (5) 乙は施設の防火管理については、甲の定める消防計画に従わなければならぬ。
- (6) 乙は施設又はその付近で火災又はその他事故の発生を確認した場合は、直ちに関係者に連絡して臨時の措置をとらなければならない。
- (7) 乙は従事者に職員及び来館者と摩擦を生じさせないよう、従事者の言動を注意させなければならない。

7 品質管理責任者の選任

- (1) 品質管理責任者は、甲及び乙の従事者間における意思の伝達を行うとともに業務の総括を行わなければならない。
- (2) 甲は、委託業務の履行に関する委託者としての注文、指示等は乙の選任した品質管理責任者に対して行うものとする。また、甲より指示があったときは直ちに必要な措置をとらなければならない。
- (3) 乙は、清掃品質の確保のため品質管理責任者選任し職務は次の通りとする。
 - ア 仕様書、基準表に基づく委託業務作業手順書の作成、提出（任意様式）
5箇所（玄関ホール・ロビー・風除室、トイレ、3階ホール、階段、1階展示コーナー）
 - イ 乙の従業員への委託業務内容及び清掃仕様の周知徹底
 - ウ 委託業務履行に関する甲との業務連絡及び調整
 - エ 乙の作業手順書に基づく委託業務実施状況の自己点検実施と自己点検結果報告書類の作成、提出。不適合箇所の是正、改善の実施。（年2回5・11月実施）
 - オ 仕様書に基づく臨時検査への立会い、甲が清掃の品質が確保されていないと判断した場合における甲からの改善指示に対する対応、甲への改善報告及び乙の従業員への改善指導（臨時検査には、甲が必要と判断した場合の第三者による点検を含むものとする。）
 - カ その他本契約の目的達成に必要な事項
 - キ 品質管理責任者は、清掃作業監督者並びに建築物清掃管理評価資格者の資格を有するものとする。

8 経費の負担区分

- (1) 甲が負担する経費は次のとおりとする。
作業に必要な電力、水道及びガス料金、トイレットペーパー、石鹼、ごみ袋及

び日常清掃のごみ処理に係る経費

(2) 乙が負担する経費は次のとおりとする。

ア 作業に必要な資機材及び消耗品等に係る経費

イ 作業中の安全確保に必要な資機材及び消耗品等に係る経費

ウ 従事者の服装等に係る経費

9 備品等の借用

乙は甲の所有する備品等の使用にあたっては、管理責任者を定め「備品借用書」(任意様式)を提出しなければならない。

10 賠償

(1) 乙は業務にあたり、施設、備品等に損害を与えたときは、その賠償の責を負わなければならない。

(2) 従事者の職務怠慢、不注意による事故に対しては、乙の責任とする。

第2 業務内容

1 日常清掃

作業の内容、作業回数については清掃基準表を基に行うこととする。

また、清掃の方法は、概ね次に示すとおりとする。

(1) 床面掃き拭き清掃

ア 床材がアスベストタイル、長尺シートの場合

ほうきで塵をはらった後、柔らかい床ブラシ・電気掃除機で集塵する。汚れがひどいときは固く絞ったモップ又は雑巾で拭く。

イ 床材がフローリングボードの場合

柔らかいほうきで除塵した後、雑巾で乾拭きする。

ウ 床材がジュウタン又はカーペットの場合

強力な電気掃除機で丁寧にほこりを除去する。水等で濡れた場合は乾いた布で十分に吸い取って水分をなくすこと。

エ 床材がモザイクタイル、磁気タイルの場合

ほうきで塵をはらった後、床ブラシ、電気掃除機で集塵し、水が滴り落ちない程度に絞ったモップで拭く。特に汚れのひどい部分は石鹼水で洗い落とし、乾いた布で拭き取る。

(2) ゴミ処理

各所にあるゴミ箱のゴミについては、毎日必ず1箇所に集め、所定の場所に搬出する。

(3) ドア拭き

各部屋のドアの材質に従い水拭きを行い、汚れがひどいときは洗剤を使用

する。また、新型コロナウイルス対策として、アルコール消毒液を用いて消毒する。

(4) マット清掃

出入口にあるマットについては、マットの表裏面の砂、泥等をきれいに除去する。

(5) 衛生陶器清掃

トイレ及び事務室等の衛生陶器については、水又は洗剤によって汚れを拭き、洗い流す。汚水等が詰まっているときは、応急の処置を取り、甲の職員に報告すること。

(6) 鏡磨き

トイレ、講師控室等の鏡については、ムラのないように十分拭くこと。

(7) 汚物処理

各便器に付着している汚物処理については、水洗いし汚れを取る。汚れがひどいときは、所定の場所まで搬出する。また、新型コロナウイルス対策として、アルコール消毒液を用いて消毒する。

(8) 紙・水石鹼の補給

トイレの紙及び各洗面器の水石鹼については、適宜補給し、利用者の不便をきたさないようにする。

(9) 什器備品等の清掃

各所の什器、備品具等については、十分に除塵した後、材質に合わせて水拭き又は乾拭きを行う。汚れがひどいときは洗剤を使用する。また、新型コロナウイルス対策として、アルコール消毒液を用いて消毒する。

(10) 金属磨き

各所の金属については、適宜乾拭きを行い、汚れがひどいときは材質に合った洗剤を使用して汚れを取る。また、新型コロナウイルス対策として、アルコール消毒液を用いて消毒する。

(11) 手摺拭き清掃

階段、廊下等の手摺及び手摺子については、その材質に従い水拭き又は乾拭きを行う。汚れがひどいときは洗剤を使用して汚れを取る。また、新型コロナウイルス対策として、アルコール消毒液を用いて消毒する。

(12) ゴミ搬出処理

所定の場所に搬出する。

(13) 建物回り

建物、外周、駐車場については、ゴミや枯葉、枯れ枝、犬の糞などを拾い、必要な清掃を行う。

2 定期清掃

(1) 床面・壁面・階段等の清掃

ア 弹性床 (P タイル、長尺塩ビシート等) 木床

弹性床部分は、適正倍率の希釈した床用洗剤を全体に塗布しポリッシャー等の床磨き機で洗浄パットを使用して洗浄する。隅や狭い箇所など機械が入らない場所についてハンドパット等を使用して洗浄すること。洗浄後、速やかに汚水を回収して水拭き、乾燥後に床材にあった床維持剤（樹脂ワックス）を塗布し乾燥させる。

イ 硬性床 (石材系タイル、花崗岩、テラゾー等)

硬性床部分は適正倍率の希釈した床用洗剤を全体に塗布しポリッシャー等の床磨き機で洗浄ブラシを使用して洗浄する。隅や狭い箇所など機械が入らない場所についてハンドパット・ブラシ等を使用して洗浄すること。洗浄後、速やかにウェットバキューム等を使用し汚水を回収し水拭き、乾燥させる。

ウ 繊維床 (タイルカーペット)

繊維床部分は、真空掃除機を用いて全体の吸塵を行い、適正倍率に希釈した繊維床用前処理剤を満遍なく噴霧する。繊維が柔らかくなつたことを確認し適正倍率に希釈した繊維床用洗剤を使いポリッシャー等の床磨き機で洗浄を行う。

洗浄液や汚水をエクストラクター等のカーペット専用機械で水または温水を噴出させながら回収する。

※上記ア～ウの作業する時は、室内の移動可能な什器備品を事前に移動させ、作業完了後に元の位置に戻すこと。また取扱いには十分に注意すること。

エ ガラス清掃

ガラス面の清掃は適正倍率に希釈したガラス用洗剤をシャンパー等でガラス面に塗り広げる。この際ガラス面の汚れを擦り落とす。全面にムラなく塗布したら、スクイジーにて汚水回収し、サッシ枠、隅の汚れをウェス等で拭き上げる。また、サッシ枠にクモの巣等があった場合は同時に取り除く。サッシ溝の汚れ及びサッシ枠周りの汚れは除外する。

(2) 正面エントランスの清掃

エントランス床面（硬性床）全体に適正倍率に希釈した石材用洗剤を塗り広げる。全面にムラなく塗布したら、ポリッシャー等の床磨き機を使用して洗浄後に高圧洗浄機を用いて洗剤分を洗い流しながら目地汚れや藻などの汚れを除去する。また隅や機械が入らない場所についてハンドパット・ブラシ等を使用して洗浄すること。洗浄後、速やかにウェットバキューム等を使用し汚水を回収し水拭き、乾燥させる。洗浄の際に風除室ガラスクリーン下部が濡れるため、ウェスで拭き上げる。

(3) 屋外側溝清掃

敷地内側溝清掃では、グレーチングを外し側溝に堆積した土砂を取り除き敷地内植込みに撒き処理をする。枯葉等のゴミについては搬出処理をする。側溝に堆積した土砂等を処理したあと、高圧洗浄機を用いて、側溝及びその周辺を洗浄するものとする。

(4) 貯水槽清掃

飲料水貯水槽及び井水雜用水貯水槽の清掃については、「建築物環境衛生管理要領」(平成20年1月25日健発第0125001号厚生労働省局長通知) 第2 飲料水の管理 1 貯水槽(貯湯槽を含む)の清掃に定められている方法にて実施するものとする。

3 安全衛生及び火気取締上の特記事項

(1) 清掃後、床面が乾燥するまでの間、必要に応じ、来館者等の注意を喚起するための標識(以下、「標識」という。)を設置すること。

なお、階段、段差のある箇所及びトイレについては、次の方法によること。

ア 階段清掃の際は、階段の左右のどちらか半分を清掃し、他の半分を使用に供すること。

なお、標識は乾燥するまでの間、上下の階の階段の終始部分に設置すること。

イ 建物内外の段差のある箇所については、階段に準じた措置を講ずること。

ウ トイレ清掃の際は、乾燥するまでの間、標識をトイレの出入口に設置すること。

(2) 建物外清掃の際も、必要に応じバリケードや注意喚起標識を設置する等、安全措置を講ずること。

(3) 特殊な機器を使用する場合は、あらかじめ甲に申し出て、承認を得ること。

(4) 日常清掃の全作業終了時には、必ず原状復帰を確認すること。

3 清掃作業員数

この仕様書に示す業務が遂行可能な人数とする。甲の指示により、緊急の作業を必要とする場合があるので、これに十分対応できる体制をとること。

4 疑義

仕様書に疑義あるときは、甲、乙協議してその都度解決する。